

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和5年8月4日から同年12月4日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年8月4日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 中央フード山手店  
所在地 岩国市山手町二丁目107の1

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸久	防府市大字江泊1936	田中 康男

### 3 変更に係る事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社丸久 午後10時	午後11時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで

### 4 届出年月日

令和5年7月21日

### 5 変更年月日

令和5年7月22日